

国民帝国としての日本—比較帝国史への一視点

山室 信一（京都大学人文科学研究所）

I. 「帝国」分析への視座

1. 政策としての「帝国主義」
2. 経済的構造
3. 意識とイデオロギー
4. 生活様式・社会関係および文化形態
5. 統治システムと統治技法 ⇔ 抵抗・独立の運動と技法
6. 帝国形成・運営のための学知 → 競存体制における共有財

II. 国民帝国という作業仮説—比較・印照基準として

1. 国民帝国 (Nation Empire) の定義
 - ①国民帝国は世界帝国と国民国家の拡張でもありつつ、各々の否定として現れるという矛盾と双面性をもつ（第1テーゼ）。
 - ②その形成・推進基盤が私的経営体からナショナルなものに転化していった。ただ、日本においては、その形成・推進主体は軍部にあり、それがナショナルなものに派生、転化していく点に特徴が見出せる（第2テーゼ）。
 - ③世界体系としては“多数の帝国が同時性をもって争いつつ手を結ぶ”という競存体制をせざるをえない（第3テーゼ）。
 - ④本国と支配地域とが格差原理と統合原理に基づく異法域結合として存在する（第4テーゼ）。
 - ⑤国民帝国システムから被支配地域が独立するにあたっては国民国家という形式を採らざるをえなかった（第5テーゼ）。
2. 国民帝国の歴史性と現在性
 - ① 歴史性
 - ・「文明国標準」主義による規定性
 - ・幼体成熟としての国民帝国・日本
 - 「資本的には一流帝国主義国に従属しながら、自身もまた植民地従属国を支配する」（レーニン『帝国主義論ノート』）

- ・「サブ（副次的）国民帝国」としての満洲国
- ・国際共産主義による国民帝国と民族自決の逆説

② 現在性

- ・ 中華民国・中華人民共和国という国民帝国一家産帝国からの takeover
- ・ 国民帝国としてのアメリカ（そして「イギリス」「ロシア連邦」？）

III. 日本における国民帝国の形成過程

- ・ 1911年に完全な主権回復を達成する以前、1895年に台湾や澎湖諸島を領有。
- ・ 日露戦争によって南樺太の領有と関東州を租借地とし、1910年には韓国を併合。
- ・ 第一次世界大戦後には委任統治領として南洋群島等を管轄下に。
- ・ 1932年の満洲国建国後、蒙疆さらに華北から華中に傀儡政権を樹立。
- ・ 1940年からは北部仏印への進駐にはじまって大東亜共栄圏の形成を唱えて東南アジア・太平洋地域での軍事占領。
- ・ さらに1896年の日清通商航海条約あるいは1898年のシャムとの日暹修好通商条約などによって領事裁判権や関税設定権などを強制する法域浸透が図られた。

IV. 異法域結合における二つの原理

1. 異法域結合の規定要因

- ・ 培地依存性と旧慣調査
- ・ 軍政機関としての総督府による「自動的活動」と「総合行政」＝立法権の委任と財政権の「自立」、機密費とアヘン

2. 格差原理の意味

- ・ 植民地間格差による本国意識と植民地意識の涵養
- ・ 植民地統合機関の機能不全と「官僚統治」

3. 統合原理の発現

- ・ 異法域結合のための「統治様式の遷移 (succession)」と「統治人材の周流 (circulation)」
- ・ 準国際私法としての「共通法 (1918年・法律第39号)」と「家」による臣民管理 → 国籍条項問題と脱植民地化
- ・ 内外地行政一元化と「政治処遇改善」措置 → 権利の平等要請

- ・外延の拡張と収斂圧力

4. 統合イデオロギーとしての「民族協和」

- ・転回点としての満洲国建国
- ・イスラームへの視圏拡張
- ・東亜連盟と国家群形成

V. 大東亜共栄圏——国民帝国・日本の最終形態

1. 「新秩序」としての圏域秩序形成—その相同性と差異化

ナチス—ヴェルサイユ体制打破⇒欧州新秩序建設⇒ユーラフリカ圏の創出
日本—ワシントン体制打破⇒東亜新秩序建設⇒インド洋に至る大東亜共栄圏創出

Cf. 日独伊三国条約（1940年9月27日）第一条「日本国は独逸国及伊太利国の欧州における新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す」。第二条「独逸国及伊太利国は日本国の大東亜における新秩序建設に関し指導的地位を認め且之を尊重す」。

2. 大東亜国際法への志向

- ・グロスraum (Großraum) とライヒ (Reich) 論への着目
- ・大東亜地政学—生活圈から生存圏へ
- ・モンロー主義に準拠した域外諸国の干渉禁止原則

3. 法学界の対応

- ・1940年、国際法学会の改組＝「内は以て東亜新秩序の国際法的体制化を促進し、外は以て世界新秩序の確立ならびに世界国際法の改善に貢献せん」。
- ・1940年、日本法理研究会の設立＝「皇国の国是を体し、国防国家体制の一環としての法律体制の確立を図り、以て大東亜法秩序の建設を推進し、延いて世界法律文化の展開に貢献せんことを期す」。

4. 大東亜共栄圏と国民帝国・日本

- ・イエ原理による国家結合

「日本に於ける家族精神は、同系同血統の同胞を産霊ぶばかりでなく、異系血統の人々をも等しく血縁を同うする同系同族の關係に化成し、共に緊密な家族の結合關係、家族体系化する」（平野義太郎「大東亜共

栄体の構成原理たる家秩序について一特に異系血統を同家化する日本精神」『法律新報』1944年3月18日)

・有機的国家結合と「指導国」概念

「ローマ帝国、英帝国、大東亜共栄圏」では「原子的に併存しているのではなく、指導国を中核として、指導と協同、共存共栄により、結びついている所に、その本質を有する」。「差等即対等という如き、東洋的な具体的、立体的、動態的な悟りをもって、内在しつつ超越し、超越しつつ内在する世界としてのみ把握せられ得る」(矢部貞治『東亜新秩序の政治的構成』)。

・情誼結合としての大東亜共栄圏

「大東亜の諸国家は、元来血を分けた兄弟であり、相依り、相助けて暮すべきものであったが、米英の侵略の犠牲となり、手を握り合うことが出来なかった。皇軍将兵の勇戦による大戦果が、米英を駆逐した結果、ここに大東亜各国は、初めて本来の姿に立ち帰り、互に愛し合い、譲り合い、恵み合い、励まし合って、永遠の反映を図ることとなった。大東亜各国を結ぶものは、徳義と情愛である。それは権利、義務の上であり、区々たる権益、思想を超越するものである」(『週報』第369号、1943年11月10日号)

5. 近代西洋国家概念と国際秩序観念からの離脱

- ・孤立・単一(アトム)的な主権概念の克服 → 「主権から今一つ上の言葉が必要」(西谷啓治)
- ・絶対的平等より相対的平等へー共栄圏における国家平等観念の意味
田畑茂二郎『国家平等理論の転換』(日本外政協会調書、1944年)
- ・格差原理の法的正当化と広域統合原理の模索

VI. 領域空間の自明性と当為性

1. 属性と関係性と構想

「にある(基軸)」・「である(連鎖)」・「となる(投企)」

2. 4つの空間層とアイデンティティ

ーグローバル・リージョナル・ナショナル・ローカル

3. 脱中心的ネットワークと非領有的「帝国」形態